

令和5年第6回大町町議会（定例会）会議録（第4号）						
招集年月日	令和5年12月11日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和5年12月15日	午前9時30分	議長	諸石重信	
	散会	令和5年12月15日	午前10時17分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	8番	藤瀬都子	2番	三根和之		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	古賀直		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	内田学		
	会計管理者	井上精一	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	藤瀬善徳	生活環境課長	前山正生		
	町民課長	吉村秀彦	子育て・健康課長	森ゆかり		
	福祉課長	宮崎貴浩	農林建設課長	高田匡樹		
	教育委員会事務局長	井手勝也				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和5年12月15日

日程第1 議案等に対する質疑

日程第2 議案等の委員会付託

---

午前9時30分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年第6回大町町議会定例会4日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 日程第1 議案等に対する質疑

○議長（諸石重信君）

日程第1. これより町長提出の議案に対する質疑を一括して行います。

なお、質疑については条例、補正予算に分けて行います。

質疑の際は、挙手の上、議案番号及びページ数がある場合はページ数をお示しの上、お願いいたします。

まず、議案第52号から第59号までの条例について質疑ございませんか。山下議員。

○5番（山下淳也君）

議案第56号 大町町定住促進条例の一部を改正する条例についての御説明をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

議案第56号 大町町定住促進条例の一部改正でございます。

今回の改正点ですが、大きく分けまして2点となっております。

まず1点目として、第2条第4号のほうに空家再建奨励金を新設させていただいております。空き家や将来空き家となる可能性がある物件を未然に防止するため、定住を目的に空き家を解体し、同一地に新たな家を建てる場合に奨励金を交付するものです。

例えば、町外に居住している方が町内の空き家付の土地を取得され、当該空き家を解体して自らが居住する住宅を新築される場合、町内のアパートなどの賃貸住宅等に居住されている方が、こちらも町内の空き家付の土地を取得され、当該空き家等を解体され自らが居住する住宅を新築される場合などを想定しているところです。

なお、こちらの奨励金の金額につきましては、解体に要した費用の5分の4以内で100万円を上限としております。こちらの100万円につきましては、大町町危険な空家除去事業費補助金の町負担分の100万円に準拠しているところです。

2点目といたしましては、第2条第2号の定住奨励金の拡充となっております。

来年4月1日から改正不動産登記法などが施行されることになっており、相続登記の義務化が始まることとなっております。このことで、町内在住の方が相続により町内に自己名義の住宅用地、住宅を所有することとなった場合、定住奨励金の対象外となることから、定住を目的に空き家を解体し同一敷地内に新築する場合に限り、持ち家奨励金を拡充するものでございます。

例えば、町内に居住されていた方が相続により土地と住居を取得され、その後、相続した住居、または町内に購入された住居を、定住を目的にその住家を解体し同一敷地内に新築する場合、また親名義の土地、住宅に同居していた方が、親が亡くなり相続された後に定住を目的に家を解体され同一敷地に新築する場合などを想定しております。

今月13日、今週になります。国においても空き家増加の抑制のため、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、固定資産税の減免などの見直しがされております。町といたしましても、さらなる定住促進と空き家対策を進めるため、今回、改正をお願いしているものです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。三谷議員。

○7番（三谷英史君）

奨励金の第2条第2号、持ち家奨励金のところで、今の説明を受けての質問です。

町外に居住する者が空き家を購入する、また、町内に居住する者が空き家を相続でもって取得をして、その空き家を解体して同一敷地内に家を建てると、そのときに持ち家奨励金が交付をされると。そして、なおかつ、第4号でいう空家再建奨励金、解体費用の5分の4、そして100万円を限度にこの奨励金も交付を受けると、まず、これでいいわけですね。

そして、町外に居住している人が町内の空き家を購入し、もしくは相続で取得した場合もこの対象になり得るのかどうか。そして、この人がその空き家に住むということであれば、この第1号の転入奨励金を受け、そして、なおかつ、その後、空き家を解体した場合に空家再建交付金、いわゆる解体費用の5分の4、上限100万円というものを受けられるというふうな理解でいいのかどうか、お願いします。

**○議長（諸石重信君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（藤瀬善徳君）**

お答えいたします。

まず、3年以上町外におられた方についてはそのまま定住奨励金、転入奨励金の対象になりますので、相続されてこちらに土地を持っておられるとか、そこはもう考えなくていいのかなと考えています。

基本的に、先ほど三谷議員がおっしゃられたところは対象になるかと思いますが、一番基本というのは、空き家を解体された後に新築になりますので、それがセットの場合というふうに考えていただければと考えます。

以上です。

**○議長（諸石重信君）**

三谷議員。

**○7番（三谷英史君）**

分かるんですね。町外の人が——何でこういうことを聞くかといいますと、第4号の空家再建交付金というのが、転入奨励金または持ち家奨励金の交付を対象とするものということで、2つともかかっているんですね。だから、町外から入ってこられた奨励金を受給された方もこの対象になるということになっていますから、町外の人が入ってくる場合は、まずそこに住まばいかんわけでしょう。そいぎ、まず空き家を買って住まばいかんという

こと。そして、転入奨励金を受けて、1年後か何かに空き家を解体してまた新築住宅を建てたとき——持ち家奨励金はもう対象外と思いますよ、1回転入で受けとるけんが。ただ、その後、解体した場合に、その解体費用についてこの空家再建奨励金というのが交付の対象となり得るのかどうかという点に疑義が生じるわけです。よろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

基本的には、町外の方が空き家付物件を購入されて、そこから解体をされて新築をされて、解体からセットまでうちのほうに来るものと想定をしておりますので、今、三谷議員がおっしゃられたようないろんなケースがあるかと思っておりますので、そこについてはですね、また要綱等で技術的なところは示していきたいと思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

分かりました。

そいぎ、所管の委員会ですので、私もこれ以外にいろいろちょっと事例関係で疑義がありますので、一緒にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。いかがですか。三根議員。

○2番（三根和之君）

私のほうからは、議案第58号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてということで御提案をされておりますので、これについて質問をさせていただきたいと。

まず、企画政策課長のほうにですね。事務改善委員会があると思います。その委員会の所管が企画政策課ということになっておりますので、質問させていただきます。

まず、この事務改善委員会の開催を何回されているのかなということと、それから、今回の改正内容については生活環境課が町民課に行くというような表現をちょっとされておりますが、それは係としてされるのかどうかということをお聞きさせていただきたいと。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

事務改善委員会のほうは4回ほど開催をしているところです。

なお、今おっしゃられた環境衛生系の件につきましては庶務規程となっておりますので、係として残すのか、それとも事務分掌として現存の係のほうに入れるのかは今後幹事会、委員会のほうで最終の詰めは行いたいと考えているところです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございました。

それと、今回、町民課の中にですよ、窓口——今、4回程度開催された事務改善委員会の中で、住民サービス向上のための総合窓口についての検討がされたかどうかをですね、事務改善委員長であります副町長のほうにちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（諸石重信君）

内田副町長。

○副町長（内田 学君）

お答えをいたします。

住民サービス向上のための総合窓口という観点につきましては、当然そういう観点も含めて検討をさせていただいています。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんでしょうか。江口議員。

○4番（江口正勝君）

関連事項なんですけど、議案第58号の生活環境課と暮らし相談室がなくなるということについてのお尋ねなんですけど、私は町民の一番関心事というのは、健康と暮らしと生きがいじゃないかと思っています。

それで、生活環境課、暮らし相談室がなくなった、何でなくなったかというざっくりとし

た経緯、例えば、相談者が少ないとか需要がない、あまり必要がないというふうな判断があったのかどうかという経緯についてちょっと簡単に御説明いただきたいのと、じゃ、その後、町民の方々の相談対応は誰がどういうふうにするのか。一部、勉強会のときにも、町民課のほうに環境衛生とかありましたけれども、それでなくなった分の対応がカバーできるのかどうか、その辺がちょっと心配なところなんですけれどもね。ざっくりとした内容で結構ですので、その辺のお話を伺わせてください。

**○議長（諸石重信君）**

水川町長。

**○町長（水川一哉君）**

機構改革に関する御質問でありますけれども、時代の潮流、そして、もともとコンパクトな役場ということで意識をしておりました。そういう中で、組織の整理、再編というか、これまでは課同士の連携ということですね、これは町民の皆さんからも議員の皆さんからもその連携は大事だよということは言われてきておりました。生活環境課の業務を関連課に分散をさせて課内の連携を強化していくということによって、町民の皆さんが動かずに済む、連携が強化できるということでコンパクトな役場ということ意識して、さらに進化していきたいというふうに思っております。

それとあと、暮らし相談室の機能についてはですね、窓口的には総務課だと考えております。今まで一元的にそこでまとめてきたことですね。そして、その仕事については関連課がやるということで相談もしやすくなるのではないかというふうに思っております、サービスの向上につながるというふうに考えているところでございます。

**○議長（諸石重信君）**

江口議員。

**○4番（江口正勝君）**

ありがとうございました。

じゃ、生活環境課と暮らし相談室がなくなるリスクを十分カバーできるという体制があるということで理解しとってよろしいですね。であれば問題ないですけども。リスクだけが残っちゃってカバーできなかったとなったら、何でこんなことをやっちゃったんだということになりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんでしょうか。三根議員。

○2番（三根和之君）

私は議案第55号、大町町会計年度任用職員の給与関係の改正点についてお伺いをしたいと。

今回の改正内容については勤務手当を支給するという事で、特に別表の1、これが削られてあるということをやっと理解しているんですけど、具体的にですね、この前の段階では125号までそれぞれあって、1年ごとにずっと上がっていくのかなという理解をしているんですが、これを削ったことに伴って、どれぐらいの金額に値するのかなということもちょっと判断的には分からないかなということで感じましたので、総務課長のほうに質問させていただきたいと思います。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

基本的にはですね、これの第4条、給料のところを見ていただきたいんですけど、今までの会計年度任用職員の給料表を行政職給料表（一）というところで改正をしているところです。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

それでは、通常の職員の表の中で対応するという理解でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。早田議員。

○6番（早田康成君）

議案は54号。この表がありますけれども、この大町の職員の給与ということに関しまして、27市町村の中でどれぐらいの位置に占めて、どれぐらいの位置にあるのかということをお聞かせ願います。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

お答えします。

今現在、資料を持ち合わせていませんので、分かりません。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

それで終わりですか。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

必要であれば、委員会場で資料を持ち合わせて回答したいと思います。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

必要であるから質問しているんですよ、私は。

○議長（諸石重信君）

要求をされているということで、総務課長、対応のほうはいいですか。

ほかにございませんか。三谷議員。

○7番（三谷英史君）

議案第59号 大町町空家再建促進基金条例の制定についてということで条例が今回設置されておりますけれども、この基金設置の目的、財源、そして積算根拠、まずこれを質問いたします。

○議長（諸石重信君）

生活環境課長。

○生活環境課長（前山正生君）

今回、議案第56号で提案しております定住促進の空家再建奨励金として拡充した空き家解体費に充てる基金となります。

財源につきましては、ふるさと応援寄附金を取り崩して積立てを行っております。積み立

てた金額につきましては、空家再建奨励金の10年分を想定しております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

分かりました。

財源がふるさと応援寄附金を取り崩してここに充てるということですね。一般財源は出ていないということで——私がちょっと疑義に思ったのは、これは一般財源を積み立てるんじゃないかと疑念があったんですよ。今現在、例えば、今からスポーツセンターを含めての複合施設を造るとか公民館を造るとか、公共施設の資金需要が今から増大するに当たって、一般財源を積み立てるんであればですね、予算の効率的執行という観点からちょっと逸脱するというこでもってあれしたんですけれども。

例えばですよ、今ふるさと応援寄附金を財源として積み立てるということであれば、公共施設の資金需要が今からありますよね。どんどん目前に迫っていますから、ふるさと応援基金で積み立てるんであれば、同じような形でもって公共施設整備基金とかなんとかに、可能であればですよ、ふるさと応援基金とかなんとかも——じゃ、これはいいとして、また公共施設整備基金に積み立てるとか、そういったことも考えられないでしょうか、町長。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

もちろん、いろんな形で活用というのはできると思いますけれども、昨日もお話をしましたけれども、効率的な財源の運用ということですね、このお金については町単独で活用していくお金ということで、国や県から何も入ってきていないんですよ。そういう場合は基金を積み立てることはできる。ただ、国とか県、危険な空き家で今200万円の解体費を出すという新たな施策を打ち立てましたけれども、それは100万円は町、あと100万円は国から来る、お金が町にあると判断された場合は国から来ませんので、その場合は積立てをしていません。ただ、町単独でやらんといかんというような施策についてはですね、ふるさと納税、100%町の負担として基金を積立てておかないと、なかなか計画的な支出ができませんので、それで立てているということです。

だから、例えば、これからの住宅にしても複合施設にしても、ほかから補助金を頂かないということになれば、そういう形になろうかと思えますけれども、最大限、補助金を活用していきたいと考えておりますので、今のところ、その他のことでは基金の積立てというのは考えていませんけれども、減債基金というのがあります。減債基金は、町債を返済する、償還するお金に充てますので、それはあくまでお金を町債として借り入れた分に対しての返済の分については基金があるということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

この後、危険な空き家の解体云々もちょっと聞こうかと——今のお答で分かりました。

いわゆる補助が入ってこない町単だからするんだと、補助が入ってくる分については、いろいろその辺の差し障りがあるから、あえて積まないと、そういう理解で、今回、基金を積むんだということですね。——分かりました。よろしいです。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、次に補正予算に移ります。

議案第60号並びに議案第61号、補正予算について。質疑ございませんか。早田議員。

○6番（早田康成君）

議案第60号、一般会計補正予算の43ページ、その中の土木管理費の空家再建促進基金積立金1億円ということですか。

これは勉強会のときに生活環境課のほうからも説明があったし、企画政策課からもあったということで、これは所掌するのはどっちのほうかということをもまず聞きたいと思えます。

それとあわせて、この1億という積み上げ、これがどういうふうな形を取ってこれだけの金額になったのか。

それとあわせて、財政事情の中の26ページの移住促進対策基金、これの現状については、立ち上がりがいづだったのか、私も存じないんですけれども、これが1億円ほどの積立てとどうか、見積りが出されてこういう形になって今は1億円ほどあると。それで、令和4年度

の使用額につきましては260万円。ということになれば、10年間でも2,600万円、3,000万円、形は違うでしょうけれども、種類は違うでしょうけれども、そういったところからして、この1億円の積み上げというのはどういう考え方でやられたのかということをお願いしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

生活環境課長。

○生活環境課長（前山正生君）

1億円の積立てにつきましては、1件100万円が上限となっておりますので、100万円の年間10件、10年分を想定しております。

この基金につきましては、生活環境課で管理をしております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

その分ですね、結局その10年というもののスパンを、今言った定住促進の残りの金額等を合わせて、その積立てが10年間というのはどういうふうにして積立てられたのか、必要性についてお願いします。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今の早田議員の御質問は、先ほどの三谷議員の御質問の内容と一緒にです。

それで、10年スパンというのはですね、子育て支援全てにおいて——今までも説明をしてみましたけれども、常に10年後の予算は確保していこうということの考え方です。だから、これは子育て支援も使っていく中でなくなってくるからやめるじゃなしに、常に準備できる段階で10年分はこれからも確保していこうという考え方の中で10年というスパンをつくっております。

それで、今回の場合は、まずは10年で100件という目標を立てて、それで1億円という形で積立ているということでございます。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

戸数については年間を通してずっと変わってくるかと思うんですけども、それについての見直しというのはできるわけですか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

それは町民のニーズもありますので、変更等もですね、積立て増しもあるというふうに考えます。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

この分につきまして大体のところは分かったんですけども、物の考え方として、一般財源というものについてはこういった特殊なところについては使わない、一般財源はそこに充当しない、基金等について行うというのを基本として考えているということですね、もう一回確認させてください。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今ちょっとよく分からなかったんですけども、一般財源を使わないということですか。

（「一般財源でこういう……」と呼ぶ者あり）

○議長（諸石重信君）

早田議員どうぞ。

○6番（早田康成君）

一般財源というもので、こういうのに対応することというのは考えないということですね。だから、優先的には、基金をもってこういったものに対応するということを考えられているのでしょうか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

それを決めてはおりません。それはその施策ごと、あるいは使える基金があれば、基金を優先的にですね。ふるさと応援基金というのは、本来ずっと使っていく、ためるもんじゃないというふうに思っております。

そういうことで、基金という形で今後使っていくお金ということで積み立てるわけですが、5種類の分野でふるさと納税は使いますけれども、それに当てはまる分についてはですね、できるだけそっちを使っていきたいというふうに思いますけれども、一般財源を使わないと確約することではないと思いますので、臨機に対応していききたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

分かりました。どうぞよろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

質問いたします。

補正、議案第60号、42ページ、商工振興費のe－買い物支援実証事業補助金についてお伺いいたします。

内容のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

e－買い物支援実証事業補助金でございます。携帯電話のLINEなど、ICTを活用し、日常生活に必要な食料品や日常生活用品等を買物代行者が町内店舗で購入し、自宅まで配達するというところで、町民の買物環境の利便性を図る実証事業を行うこととしております。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

ありがとうございます。

そしたら、この買物代行者という事業主体とってよろしいんでしょうか、実際行う団体とか実態はどうなりますでしょうか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

こちらは補助金となっておりますので、要綱を示した後ですね、そういう事業者が——このICTをされた後にうちのほうにいろんな会社とか、そこからあるものと思っております。

これはあくまでも民間事業者の方にしていただこうと思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

ありがとうございます。

そうすると、何人ぐらいで行うとかいうのは民間のほうにお任せするという事で考えてよろしいんでしょうか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

はい、そのとおりです。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。三谷議員。

○7番（三谷英史君）

関連です。e何とかですけれども、ネットか何かを使わんといかんわけですか。今、電話で注文していますよね。電話で注文して持ってきてもらっています。買物客の利便性も十分それで確保でくっけんが。そういうのは駄目なんですか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

今、三谷議員が御指摘の部分のは民間事業者のほうがされておるところです。今回、町としてはインターネットを活用した形で利便性の向上ということを考えているところです。

詳しく言えば、携帯電話のほうの機能を活用してということ考えております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

だから、携帯電話の機能を活用して、電話ではいかんのかということですか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

今、携帯電話のLINE機能とかですね、そういったもの、あと、ECサイトとかありますので、そういう機能を使った形での実証事業のほうを計画しているところです。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。三根議員。

○2番（三根和之君）

補正予算のページ数は47ページ、これは教育委員会のほうにお伺いします。

今回、小学校費の教育振興費で消耗品費に481万7千円という金額が上がっております。その内容ですね。

それとあわせて、49ページです。学校給食施設費の中の修繕料153万2千円、この内訳ですね。

それで、今度は議案第61号ですが、国保の特別会計の9ページ、これは町民課長のほうにお伺いします。

実は、9ページに委託料として1,277万8千円を計上されておりますが、総合行政システム改修業務委託ということで、これは内容について若干御説明、1,200万円は高いなという感じがしましたので、お伺いしたいと。

よろしく申し上げます。

○議長（諸石重信君）

まず、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

お答えいたします。

47ページの消耗品費ですけれども、こちらにつきましては、小学校の教科書は4年に1度改訂がございまして、令和6年度から新しい教科書に変わることになります。そのために、教師用の教科書等、教材等を購入するために補正をお願いしているものでございます。

続きまして49ページですけれども、こちらの修繕料につきましては、給食センター内の、主に浸漬槽という器具がございまして、そちらのコンプレッサーが壊れまして、そちらの修理に使わせていただくものと、あとは配管の蒸気の漏れと洗浄機の修理等、幾つかの修理、交換等をさせていただくために予算の計上をお願いしているものです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

続きまして、町民課長。

○町民課長（吉村秀彦君）

お答えさせていただきます。

総合行政システム改修業務委託1,277万8千円の分でございます。

国保の事務の標準化、広域化に向けて県内でシステムを統一させるということになっております。それで、このシステム改修については令和5年から6年度にかけて新しいシステム導入に当たり、既存のシステム内のデータ移管と新システム稼働後の住基データ等の連携機能が必要となってくるため、そういった部分に現行のシステム改修が必要となるというところでございますので、その費用を、委託料を上げているところでございます。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございます。

もう一回ですね、この総合行政システムについては大町町独自ですか、それとも、広域圏のラインのあれも統一した部分で出すのか。実際どこに支出予定があるのか、そこら辺まで含めてちょっと再度説明をお願いします。

○議長（諸石重信君）

町民課長。

○町民課長（吉村秀彦君）

県内で統一のシステムになっていくということでございます。この辺ではですね、杵藤広域圏の行政システムの改修の部分、それと、国に対応した新しい標準化のシステム、それを合致していくというような作業に業務を委託しますということでございます。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。早田議員。

○6番（早田康成君）

議案第60号の一般補正の34ページ、委託料で2,700万円というのがあるんですけども、これはちょっと委員会が私は別ですので、そここのところの積み上げはどういうふうなことで委託をして2,700万円ということになっているのか、ここらを詳細にお願いします。

○議長（諸石重信君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（森 ゆかり君）

お答えします。

保育所のほうがですね、町外の保育園に通われている子供さんの委託料になります。この分については、育児休業から明けられたお母さん方が年度途中から保育園に預けたいということで町外の保育園のほうとかを利用されるというのが多くなっておりまして、その分での委託料の増加というふうになっております。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

申し訳ございません。私はそれを失念しておりました。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、これで町長提出の議案に対する質疑を終わります。

## 日程第2 議案等の委員会付託

### ○議長（諸石重信君）

日程第2. 議案等の委員会付託を行います。

議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案は議案付託表のとおり、関係委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前10時17分 散会